

史料調査費国庫補助要項

平成7年6月2日
文化庁長官裁定
平成12年4月3日
平成20年4月1日
改 正

1. 趣旨

この要項は、全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な史料（古文書、歴史資料及び陶磁器等。）の散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業とする。

- (1) まとまって1か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。
- (2) 散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。
- (3) その他上記事項に準ずるもの。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ア 調査経費
 - イ 調査報告書等制作経費
- (2) その他の経費
 - 事務経費

5. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。
- (3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体にあっては、補助対象経費の5分の4とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
史料調査事業	主たる事業費	調査経費	調査費	共済費	〇〇傷害保険料	重量物取扱や高所作業等を伴う調査の場合
				賃金	作業員、資料整理員賃金	
				報償費	調査謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金	
				旅費	普通旅費 費用弁償 特別旅費	調査旅費 外部調査員等旅費
				需用費	消耗品費 印刷製本費	文具、写真フィルム等 調査カード印刷等
				役務費		写真現像焼付
				委託料	〇〇調査委託費 〇〇委託費	調査の一部を委託する場合
			使用料及び賃借料	器具借上げ 借料及び損料		調査用機器の借上げ
		調査報告書等制作経費	需用費	印刷製本費		調査報告書印刷 データファイル制作
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費	職員連絡旅費 文化庁指導監督旅費
				需用費	消耗品費	
				役務費	通信運搬費	